

令和2年度 弘前市外国人観光客受入環境整備事業費補助金のご案内

弘前市では、外国人観光客の受入環境を向上させるため、観光関連事業者が行う案内表示やパンフレットの多言語化など、外国人観光客の受入環境整備に要する経費に対して補助金を交付します。

1. 対象となる事業者

弘前市内の次に掲げる事業者（市税等の滞納者を除く。）が対象となります。

- 市内で観光又はレクリエーションに関する施設を営業している事業者
- 市内で宿泊施設を営業している事業者
- 市内で飲食業を営業している事業者
- 市内で鉄道・バス・タクシー・レンタカー業等を営業している事業者
- その他市内における外国人観光客の受入環境の向上に取り組んでいる事業者

2. 対象となる事業

令和2年度内に実施する次のいずれかに該当する事業が対象となります。

- 市内にある施設の案内表示・誘導表示等の外国語表記や外国語音声案内
- 市内の観光情報が記載されているパンフレット、ホームページ、メニュー等の外国語表記、Wi-Fi利用環境の整備、外国人向け電子決済システムの整備
- 市内に訪れるその他外国人観光客の受入環境の向上に資すると認められる取組み

3. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助事業を実施するために必要な次に掲げる経費です。

消耗品費、印刷製本費、手数料、筆耕翻訳料、委託料、工事請負費、備品購入費
(原則として市内業者への発注とします。)

4. 補助金額

補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は100,000円のいずれか少ない額（支払いは精算払いとなります。)

5. 事業の申込みなど

事業の実施を希望される方は、補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、納税証明書添えて国際広域観光課へ提出してください。7月1日から受付を開始し、補助金の交付決定額が予算枠に達した時点で受付を締め切ります。なお、補助金の交付は前年度までに交付をうけたものも含め、1事業者1回となります。

※募集要項・様式等は市ホームページからダウンロードできます。

6. 問い合わせ・申込先

ご質問やお申込みについては、下記までご連絡ください。

【弘前市 観光部 国際広域観光課 星】

電話：0172-40-7017（直通）

メール：hir-hoshi@city.hirosaki.lg.jp

